平成２２年（フ）第３６号
茨城県鹿嶋市和918番地31
債務者　谷口なつき
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３７号
茨城県潮来市日の出２丁目12番地14　サンスクエア101
債務者　新堂　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４４号
茨城県鹿嶋市浜津賀525番地８
債務者　出頭　牧子（旧姓額賀）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3763番地の３
債務者　橘川栄二郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９６号
神奈川県伊勢原市池端276番地の４ヒルズ伊勢原102号
債務者　鍛代　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４７号
新潟市中央区四ツ屋町１丁目5137番地30、住民票上の住所新潟市北区新崎１丁目13番33号
債務者　三浦　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６５号
新潟県五泉市吉沢１丁目４番23号
債務者　吉塚　貞夫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
新潟県新潟市北区太田甲5861番地　市営住宅第１号棟302号
債務者　高橋八重子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３８号
京都市西京区樫原五反田２番地19
債務者　代田真由美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７０号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営団地２棟502号
債務者　山下　康貴
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７１号
京都市右京区西京極新田町17番地１　西京極市営団地２棟502号
債務者　山下　真紀
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町40番地17
債務者　築地原浩一
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
京都市西京区川島東代町55番地２　青葉マンション303号
債務者　長谷川昌平
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
京都市北区西賀茂北鎮守菴町141番地２
債務者　西尾　成代
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
京都府宇治市伊勢田町中山52番地　ラヴェイル京都101号
債務者　幡谷　和美（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町４番地
債務者　北川　　晃
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
京都市北区衣笠氷室町49番地
債務者　表縫製加工こと　表　昭次郎
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係